

## ねこの飼い方の手引き

 本当に最後まで責任を持って飼育することができますか？

一度飼いだしたら、**15～20年**は世話をし続けなければいけません

- ねこを飼ってはいけないマンション等で飼おうとしていませんか？
- 旅行や外出をするときのねこの世話は誰がしますか？
- 食事、しつけ、掃除などを毎日欠かさずできますか？
- ねこを飼うにあたってかかるお金はエサ代だけと思っていませんか？  
→ 食費(毎日)、各種ワクチン(毎年)、その他医療費・不妊手術代などが必要となります。

最後まで面倒見てくれる人に飼って欲しいよー



「動物の愛護及び管理に関する法律」で決められている「飼い主の責任」をしっかりと守って、周りに迷惑をかけるようにしないとね！

 飼い主の責任と義務って？

- 責任を持って**終生飼育**しましょう
- 誰のねこのかを明示しましょう

行方不明になった際の迷子札にもなりますし、また、野良ねこと区別するためにも、**名札等**を巻けておきましょう。

- 不妊手術**は飼い主の責任で (メスねこ1匹から、1年ちょっとで**79匹**に増えます。)

ねこは生後6～8ヶ月で発情し、1年間に数回発情します。交尾するとほとんどの場合妊娠し、一回につき3～6匹の子供を生みます。その多くが無責任に捨てられて野良ねこになったり、処分されたりしています。不幸な子ねこが1匹でも減るように、「育てる意思がない」、もしくは「育てられない」のなら避妊・去勢手術を受けさせましょう。

家の外は危険がいっぱい！


- ねこは**室内**で飼いましょう

屋外でねこを放し飼いにしていると、他の野良ねこなどから病気や寄生虫を移されたり、ケンカや交通事故などで負傷したり、またよその家でフン・尿をしたり、物を壊したりして周囲の人に迷惑をかけることもあります。大切な愛ねこを守るためにも室内飼育を！



- ねこのしつけ、**健康管理**は飼い主の責任で

ねこの鳴き声、不衛生な飼い方によるノミ・ダニの発生、抜け毛の不始末などは苦情の原因になりやすいため、周囲の迷惑にならないようきっちりと世話をしましょう。

 こんなときはどうしたらいいの？

- 飼いねこが行方不明になったとき


お住まいの区の保健福祉センター及び動物管理センターと最寄りの警察署(会計課)、他府県と隣接している区の場合は近隣の警察署(会計課)へも届出ましょう。

大阪市内で保護された場合は、動物管理センターで4日間保管されますので、**3日に1度**くらい電話で確認をしてください。

参考： 大阪市動物管理センター Tel. 6685-3700

- 飼いねこが死亡したとき


大阪市民の飼いねこであれば環境事業局木津川事務所(Tel. 6551-1730)で引取り(有料)を行っています。

 ねこにエサを与えるだけで、与えたエサの後片付けをしない、フンの後始末をしない、ということが原因の苦情が寄せられています！！

おなかを空かせたねこがいればエサを与えたくなるのも理解できます。その優しい気持ちは大切にしたいものです。

**しかし、絶対に無責任にエサを与えないでください。**

エサを与えるなら、飼い主として責任をもって、そのねこの繁殖制限や健康管理にも配慮したうえ世話をしましょう。また、近隣住民とのトラブルを避けるため、コミュニケーションを密にするよう心がけましょう。

 **主な罰則について** (次のような場合、罰則が課せられることがあります)

- ねこをみだりに殺し又は傷つけた場合 動物の愛護及び管理に関する法律違反  
(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)
- ねこを遺棄(捨てること)した場合 動物の愛護及び管理に関する法律違反  
(50万円以下の罰金)

大阪市健康福祉局・大阪市

区保健福祉センター

健康福祉局ホームページ「ペットについて」 [http://www.city.osaka.jp/kenkoufukushi/pet/pet\\_menu.html](http://www.city.osaka.jp/kenkoufukushi/pet/pet_menu.html)